

平成 18 年 4 月 25 日

日本税理士会連合会
会長 森 金次郎 殿

全国青年税理士連盟
会長 石井 孝雄
東京都渋谷区千駄ヶ谷
5-21-12
電話 03-3354-4162

「士業の労働者派遣の容認」についての確認書

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当連盟に対しまして、深いご理解、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般「士業の労働者派遣の容認」の件につきまして、財務省は「税理士法第 2 条第 1 項および同条第 2 項に規定する業務に関し、派遣元と派遣税理士との雇用関係に基づく指導監督権限が当該業務に及ばないことが担保される場合には、税理士又は税理士法人が派遣元となる場合を除き、税理士又は税理士法人を派遣先とする税理士の労働者派遣を認めることとし、平成 18 年度中に所要の措置を講ずる。」としています。このことにつきまして、日本税理士会連合会では以下の点につきましてどのような対応を行っておられるのか確認させていただきたく思いますので、ご回答のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会では、会員に対して「派遣業ニーズ調査のアンケート」等を実施しておりますが、日本税理士会連合会では各単位会の会員に対して、もしくは各単位会に対して、士業の労働者派遣に関し同様のアンケートを実施する予定はあるのでしょうか。
2. 日本税理士会連合会では、上記のアンケート等を実施することなく、表題の件について既に検討してるのでしょうか。検討している場合には、どのようにして検討しているのでしょうか。
3. 表題の件について、本日現在検討していない場合、日本税理士会連合会ではいつからどのような方法で検討する予定でしょうか。

以上